

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年12月25日(2008.12.25)

【公表番号】特表2008-519658(P2008-519658A)

【公表日】平成20年6月12日(2008.6.12)

【年通号数】公開・登録公報2008-023

【出願番号】特願2007-541293(P2007-541293)

【国際特許分類】

A 6 2 B 18/04 (2006.01)

A 6 2 B 18/08 (2006.01)

A 6 2 B 15/00 (2006.01)

【F I】

A 6 2 B 18/04

A 6 2 B 18/08 D

A 6 2 B 15/00

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月31日(2008.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) (i) 不透過性バリア部分、及び

(ii) 空気流が 100 Pa で $5 \text{ L} / \text{m}^2 / \text{秒}$ 未満の空気拡散部分

を含む、防水性外表面と、

b) 該空気拡散部分に隣接する化学防護材料と

を含んでなる、化学防護閉鎖容器であって、人間の生命維持に十分な呼吸可能な空気が該化学防護閉鎖容器内に拡散する、化学防護閉鎖容器。

【請求項2】

前記空気拡散部分が微孔質ポリマー層を含む、請求項1に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項3】

前記空気拡散部分の空気流が、 100 Pa で $3 \text{ L} / \text{m}^2 / \text{秒}$ 未満である、請求項1に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項4】

前記空気拡散部分の空気流が、 100 Pa で $2 \text{ L} / \text{m}^2 / \text{秒}$ 未満である、請求項1に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項5】

20時間でのHDの累積破過が、暴露圧力が 60 Pa で $2 \mu\text{g} / \text{cm}^2$ 以下である、請求項1に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項6】

20時間でのHDの累積破過が、暴露圧力が 60 Pa で $1 \mu\text{g} / \text{cm}^2$ 以下である、請求項1に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項7】

前記空気拡散部分が多孔質フルオロポリマーを含む、請求項1に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項8】

前記空気拡散部分が多孔質 P T F E (ポリテトラフルオロエチレン)を含む、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 9】

前記空気拡散部分が延伸 P T F E を含む、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 10】

前記化学防護材料が取り外し可能である、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 11】

前記化学防護材料が吸着性である、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 12】

前記化学防護材料が活性炭を含む、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 13】

前記空気拡散部分と前記化学防護材料とが一体化されて、拡散防護パネルを形成する、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 14】

前記拡散防護パネルの厚さが 1.5 mm 未満である、請求項 13 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 15】

前記拡散防護パネルが微孔質ポリマー層と吸着材料とを含む、請求項 13 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 16】

前記拡散防護パネルが多孔質延伸ポリテトラフルオロエチレン膜と活性炭とを含む、請求項 13 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 17】

前記化学防護閉鎖容器が吸着材料を $400 \text{ g} / \text{m}^2$ 未満含む、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 18】

前記化学防護閉鎖容器が吸着材料を $200 \text{ g} / \text{m}^2$ 未満含む、請求項 13 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 19】

さらに前記化学防護閉鎖容器内への酸素拡散が、占有者あたり 0.3 L / 分より大きい、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 20】

前記不透過性バリア部分が流体に対して不透過性である、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 21】

前記不透過性バリア部分がフルオロポリマーを含む、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 22】

前記不透過性バリア部分がさらに布地を含む、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 23】

前記空気拡散部分が防液性である、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 24】

前記空気拡散部分が少なくとも 1 つの布地層をさらに含む、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 25】

前記拡散防護パネルが少なくとも 1 つの布地層をさらに含む、請求項 13 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 26】

前記化学防護材料が、前記化学防護材料を取り外して交換するための着脱機構を含む、請求項 10 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 27】

前記閉鎖容器にテントが含まれる、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 28】

前記閉鎖容器に負傷者袋が含まれる、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 29】

前記閉鎖容器にフードが含まれる、請求項 1 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 30】

前記フードが防護バリア観察窓を含む、請求項 29 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 31】

前記拡散防護パネルの酸素に対する透過性が $3 \text{ m}^3 / (\text{m}^2 \cdot \text{時間} \cdot \text{bar})$ より大きく、空気流が 100 Pa で $5 \text{ L} / \text{m}^2 / \text{秒}$ 未満であって、20 時間での HD の累積破過が、暴露圧力が 60 Pa で $2 \mu\text{g} / \text{cm}^2$ 以下である、請求項 13 に記載の化学防護閉鎖容器。

【請求項 32】

前記拡散防護 パネル の厚さが 15 mm 未満である、請求項 31 に記載の化学防護閉鎖容器。